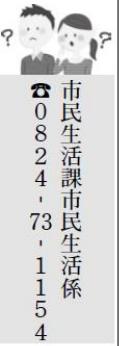


こんな消費者トラブル ありました！

「何でも買い取る」訪問購入にご注意ください！



買い取り業者から「何でも買い取る」と電話があり、亡くなつた母親の着物などの遺品を買い取つてもらえばと思つて訪問を承諾した。翌日、男性2人

が訪問してきたので、買い取つて欲しい古着や着物を出すと「これだけでは買い取れない。他に貴金属や宝石はないか」と言い出し、ブランド物のバッグやネックレスなどを1万2千円で強引に買い取つてしまつた。

売却したものを返して欲しいがどうすればよいか。

飛び込み勧誘は
禁止されています！

〔不招請勧誘の禁止〕

突然消費者宅を訪問して、物品の買取りを勧誘（いわゆる「飛び込み勧誘」）は法律で禁止されています。このようないく勧誘を行う業者は家の中に入れないようになります。

また、しつこい勧誘や買取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止されています。このような勧誘を受けたときは、きつぱりと断りましょう。

◎アドバイス◎
「何でも買い取る」と言つて訪問しても、実際の目的は貴金属の買取りです。この場合は、クーリング・オフすることができます。

契約後、一定期間は
物品を引き渡す必要は
ありません！

〔物品の引き渡しの拒絶〕

訪問購入にはクーリング・オフ（法定書面交付後、8日間）が設けられていますが、クーリング・オフしても、紛失などにより物品が返還されない場合があります。8日間は物品を手元において、本当に売却して良いか考えましょう。

買い物や契約、クーリング・オフに関する相談は庄原市消費生活センターへ！

平日9時～16時（12時～13時は除く）受付

☎ 0824-73-1228



(イラスト出典)
独立行政法人国民生活センター